

令和4年第3回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

- 1 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 …………… 1
- 2 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 …………… 2

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第3号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（特別休暇） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(8) 〔略〕 (9) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間 (10)～(23) 〔略〕 3～5 〔略〕</p>	<p>（特別休暇） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(8) 〔略〕 (9) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間 (10)～(23) 〔略〕 3～5 〔略〕</p>

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 [略] (1)・(2) [略] (3) <u>非常勤職員であって_____、次のいずれかに該当するもの以外_____の非常勤職員_____</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (イ) <u>勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 [略] (1)・(2) [略] (3) <u>育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（衛生組合規則で定める非常勤職員を除く。）</u></p> <p><u>ア 育児休業に係る子が1歳6箇月に達する日（第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日）までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員</u></p>

間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 [略]

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が1歳に達する日 (以下この条において「1歳到達日」という。)
- (2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 [略]

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る _____ 子が1歳に達する日 (以下この条において「1歳到達日」という。)
- (2) 配偶者が育児休業に係る _____
_____ 子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている _____
_____ 場合

(衛生組合規則で定める場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日又は衛生組合規則で定める日のいずれか早い日
(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、衛生組合規則で定める特別の事情がある場合であってはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休

(衛生組合規則で定める場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日又は衛生組合規則で定める日のいずれか早い日
(3) 非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日(前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該子の1歳6箇月到達日

業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、衛生組合規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する者に限る。）が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）
第3条 [略]
(1)～(3) [略]

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）
第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）
第3条 [略]
(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) 第2条の3第3号に掲げる場合又は前条 _____ に規定する場合に該当することとなったこと。

(6) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日 _____ を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする _____ こと。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 [略]

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(5) [略]

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当することとなったこと。

(7) 任期の末日 _____ を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用された _____ ことに伴い、当該任期の _____ 末日の翌日又は引き続き採用された日 _____ を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) [略]

(1)～(4) [略]

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) [略]